

土壤汚染対策法のしくみ

【土壤汚染対策法の目的】

土壤の特定有害物質による汚染状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的としています。

【特定有害物質と指定基準】

法では、土壤に含まれることにより人の健康に係る被害を生ずるおそれがある26物質（特定有害物質）を対象としています（下表）。

土壤中の特定有害物質が人に摂取される経路には、「①特定有害物質を含む土壤の直接摂取」と「②土壤中の特定有害物質が溶出した地下水の摂取等」があり、指定基準（土壤汚染状態の基準）として、①直接摂取によるリスクからは「土壤含有量基準」が、②地下水摂取等によるリスクからは「土壤溶出量基準」が定められています。

特定有害物質		土壤含有量基準 ＜直接摂取によるリスク＞	土壤溶出量基準 ＜地下水摂取によるリスク＞
第一種 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン		検液 1L につき 0.002mg 以下
	四塩化炭素		検液 1L につき 0.002mg 以下
	1, 2-ジクロロエタン		検液 1L につき 0.004mg 以下
	1, 1-ジクロロエチレン		検液 1L につき 0.1mg 以下
	1, 2-ジクロロエチレン		検液 1L につき 0.04mg 以下
	1, 3-ジクロロプロペン		検液 1L につき 0.002mg 以下
	ジクロロメタン		検液 1L につき 0.02mg 以下
	テトラクロロエチレン		検液 1L につき 0.01mg 以下
	1, 1, 1-トリクロロエタン		検液 1L につき 1mg 以下
	1, 1, 2-トリクロロエタン		検液 1L につき 0.006mg 以下
	トリクロロエチレン		検液 1L につき 0.01mg 以下
	ベンゼン		検液 1L につき 0.01mg 以下
第二種 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	土壤 1kg につき 45mg 以下	検液 1L につき 0.003mg 以下
	六価クロム化合物	土壤 1kg につき 250mg 以下	検液 1L につき 0.05mg 以下
	シアノ化合物	土壤 1kg につき 50mg 以下 (遊離シアノとして)	検液中に検出されないこと
	水銀及びその化合物	土壤 1kg につき 15mg 以下	検液 1L につき 0.0005mg 以下であり、 検液中にアルキル水銀が検出されないこと
	セレン及びその化合物	土壤 1kg につき 150mg 以下	検液 1L につき 0.01mg 以下
	鉛及びその化合物	土壤 1kg につき 150mg 以下	検液 1L につき 0.01mg 以下
	砒素及びその化合物	土壤 1kg につき 150mg 以下	検液 1L につき 0.01mg 以下
	ふつ素及びその化合物	土壤 1kg につき 4,000mg 以下	検液 1L につき 0.8mg 以下
	ほう素及びその化合物	土壤 1kg につき 4,000mg 以下	検液 1L につき 1mg 以下
第三種 (農薬等)	シマジン		検液 1L につき 0.003mg 以下
	チオベンカルブ		検液 1L につき 0.02mg 以下
	チウラム		検液 1L につき 0.006mg 以下
	ポリ塩化ビフェニル		検液中に検出されないこと
	有機りん化合物		検液中に検出されないこと

●土壤調査から区域指定まで

①【調査義務】(3条) 有害物質使用特定施設の使用の廃止時

- ・使用が廃止された有害物質使用特定施設(※)の土地所有者等に土壤調査の義務が発生します。
- ※特定有害物質を製造・使用・処理していた特定施設(水質汚濁防止法第2条第2項)
- ・ただし、土地の利用方法から土壤汚染による人の健康被害が生ずるおそれがないと県の確認を受けた場合には、土壤調査が一時的に免除されます。

②【調査命令】(3条、4条) 土地の形質変更の届出により土壤汚染のおそれがあると県が認めるとき

(ア) 法第3条第1項ただし書き確認を受けた土地(3条7項)

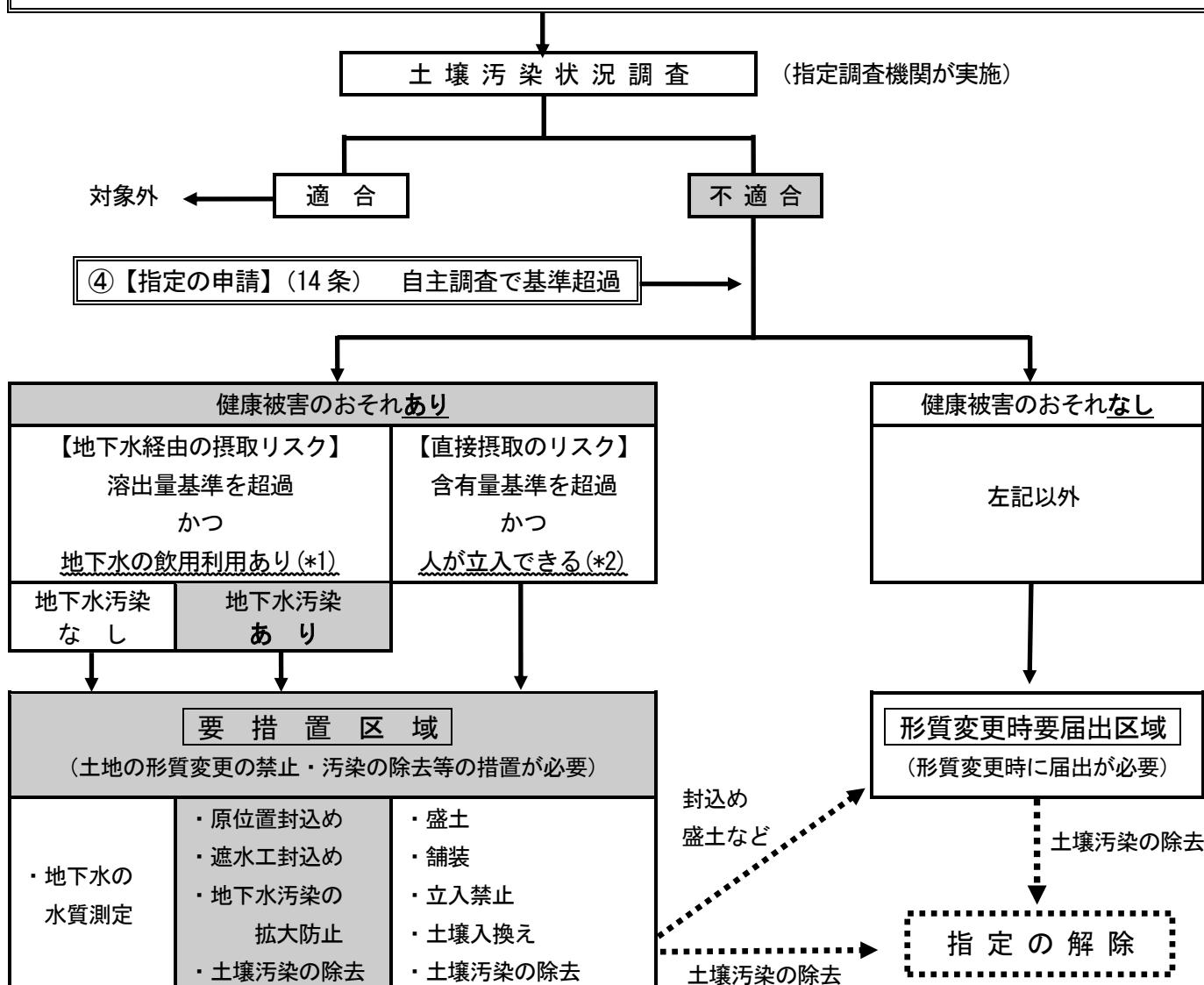
- ・900m²以上の土地の形質の変更をしようとする者は、あらかじめ届出をする必要があります。
- ・土地所有者等に土壤調査命令が発出されます。
- (イ) 有害物質使用特定施設が設置されている、又は、設置されていた土地(4条1項)
 - ・900m²以上の土地の形質の変更をしようとする者は、着手する30日前までに届出をする必要があります。
 - ・届出の土地に土壤汚染のおそれがあると認める時は、土地所有者等に土壤調査命令が発出されます。
 - ・ただし、届出時に、適正な土壤汚染状況調査の結果が報告された場合は、調査命令は発出されません。

(ウ) その他の土地(4条1項)

- ・3,000m²以上の土地の形質の変更をしようとする者は、着手する30日前までに届出をする必要があります。
- ・届出の土地に土壤汚染のおそれがあると認める時は、土地所有者等に土壤調査命令が発出されます。
- ・ただし、届出時に、適正な土壤汚染状況調査の結果が報告された場合は、調査命令は発出されません。

③【調査命令】(5条) 土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると県が認めるとき

- ・土壤汚染により人の健康被害が生ずるおそれがあると認めるときは、土地所有者等に土壤調査命令が発出されます。



(*1) 地下水汚染が拡大するおそれがある区域に、当該地下水が人の飲用に利用されていること

(*2) 関係者以外の立入りを制限している工場・事業場は、人が立入りできない土地に該当



● 4条調査命令

一定規模以上の土地を形質変更する場合、着手する 30 日前までに届出が必要です。
届出の土地に土壤汚染のおそれ（※）があると認める場合、県は土地所有者等に対し、
土壤調査を命令することとなります。

※土壤汚染のおそれの基準（規則第 26 条）

- ① 土壤の特定有害物質による汚染状態が基準に適合しないことが明らかである土地
- ② 特定有害物質（を含む固体・液体）が埋められ、飛散・流出・地下に浸透した土地
- ③ 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場・事業場の敷地である（であった）土地
- ④ 特定有害物質（を含む固体・液体）をその施設において貯蔵・保管する施設に係る工場・事業場の敷地である（であった）土地
- ⑤ ②から④までに掲げる土地と同等程度に土壤の特定有害物質による汚染状態が基準に適合しないおそれがある土地

●指定の申請（14 条申請）

法第 3、4、5 条の適用を受けない土地で自主的に土壤調査した結果、土壤汚染が判明した場合、その土地について、要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定を申請することができます。

※形質変更が予定されている土地に土壤汚染のおそれがある場合、4 条届前に土壤調査し、指定の申請をすることもできます。 ⇒ 4 条調査命令の場合と比べて土壤調査の自主的なスケジュール管理が可能となります。

●指定調査機関

土壤調査の結果は、試料採取方法などにより大きく左右されるので、調査結果の信頼性を確保するためには、調査を行う者に一定の技術的能力が求められることから、環境大臣等が的確に調査できる機関を「指定調査機関」として指定しています（法に基づく土壤汚染状況調査の実施は指定調査機関に限られています）。

●要措置区域

土壤汚染状況調査の結果、指定基準に適合せず土壤汚染の摂取経路があり、健康被害が生じるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域です。原則として、土地の形質変更が禁止されます。

県は土地所有者等に対し、土壤汚染の状況等に応じた汚染除去等計画の作成及び提出を指示します。

土地所有者等は県に汚染除去等計画を提出し、技術的基準に適合していると認められた措置を講ずることができます（実施措置）。

●形質変更時要届出区域

土壤汚染状況調査の結果、指定基準に適合せず土壤汚染の摂取経路がなく、健康被害が生じるおそれがないため、汚染の除去等の措置は不要な区域です。

土地を形質変更する場合、着手する 14 日前までに届出が必要です。

届出地の形質変更が施行方法に関する基準（※）に適合しない場合、計画の変更命令が発出されます。

※施行方法に関する基準（規則第 53 条）

- ① 溶出量基準不適合土壤が当該域内の帯水層に接する場合は、施行方法が環境大臣が定める基準に適合すること（*）。
 - ② 基準不適合土壤等の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること。
 - ③ 他の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壤を使用する場合は、健康被害のおそれがないようすること。
 - ④ 形質変更後、指示措置等と同等以上に健康被害のおそれがないようにすること。
- * 「自然由来特例区域」、「埋立地特例区域」は、帯水層に接してもよい（適用除外）。

=汚染土壌の適正な搬出・運搬・処理について=

◎要措置区域等内から汚染土壌を搬出する場合

- ・搬出に着手する14日前までに届出が必要であり、「運搬に関する基準」に従って運搬しなければなりません。
- ・汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなければなりません。
(例外) 一の土壤汚染状況調査結果に基づき指定された要措置区域等の間での搬出(飛び地間移動)等
- ・届出事項について、運搬方法が運搬に関する基準に違反している場合や汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しない場合は、計画変更命令が発出されます。
- ・運搬に関する基準に違反して汚染土壌を運搬した場合や汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなかつた場合は、県は汚染土壌の適正な運搬・処理のために必要な措置を命令することができます。

◎管理票の交付・回付

- ・汚染土壌を搬出・運搬・処理するときは、「管理票」を使用し、運搬・処理の委託者・受託者は期限内に交付・回付しなければなりません。

◎要措置区域等外の基準不適合土壌の適正処理

- ・法では、要措置区域等外の基準不適合土壌は汚染土壌に該当しませんが、土壤汚染の拡散防止等のため、法に準じて適正に運搬・処理してください。

●汚染土壌処理業者

汚染土壌処理業者とは、都道府県知事等から許可を受けて汚染土壌を処理する事業者ことで、汚染土壌処理施設ごとに許可を受ける必要があります。

[汚染土壌処理施設の種類]

- ① 処理等処理施設(処理(抽出、分解)、溶融、不溶化)
- ② セメント製造施設
- ③ 埋立処理施設
- ④ 分別等処理施設(分別、含水率調整)
- ⑤ 自然由来等土壤利用施設

【参考ホームページ】

- 福岡県 (福岡県土壤汚染対策指導要綱、要措置区域等の指定状況、土地の形質の変更の届出など)
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/dojo-main.html>
- 環境省 (土壤汚染対策法、ガイドライン等、指定調査機関の一覧、汚染土壌処理業者の一覧など)
<https://www.env.go.jp/water/dojo.html>
- 公益財団法人 日本環境協会
<https://www.jeas.or.jp>
- 一般社団法人 土壌環境センター
<https://www.gepc.or.jp>

※北九州市、福岡市、久留米市の土地については、各市が土壤汚染対策法を所管しています。



<お問合せ先>

福岡県 環境部環境保全課 土壌係

(〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7)

TEL : 092-643-3361 FAX : 092-643-3357

E-Mail : kanho@pref.fukuoka.lg.jp

(2021年3月作成)